



多様な参画による交流と連携の地域づくり

宮古市地域創造基金活用の手引き

令和6年度版



宮古市

企画部企画課・田老総合事務所・新里総合事務所・川井総合事務所



令和5年9月1日更新

宮古市地域創造基金活用の手引き

1 はじめに

「宮古市地域創造基金」とは、地域における住民の連帯強化および地域の振興を図り、市民の一体感の醸成に資することを目的に設置された基金です。

平成 17 年度から始まったこの制度は令和6年度までの期間行うこととしております。今回、地域振興を図るため、令和 6 年度基金事業の募集を行い、地域づくりのための活動を支援します。

2 基金活用までの流れ



※1 地域づくり協議会

地域づくり協議会は、住民の声を行政に反映させるために設置された機関です。構成員は地域自治区(旧市町村単位)の住民から選任します。

※ 地域自治区

旧市町村の区域ごとに地方自治法に基づいて設置される機関です。

宮古市地域自治区条例(平成17年9月1日施行)により宮古・田老・新里に自治区が設置され、平成22年1月1日には川井にも設置されました。

※ 事務所の長

各地域自治区には事務所が置かれています。各事務所および事務所の長は次のとおりです。

- 宮古地域自治区 宮古地域自治区事務所 企画部企画課長
- 田老地域自治区 田老地域自治区事務所 田老総合事務所長
- 新里地域自治区 新里地域自治区事務所 新里総合事務所長
- 川井地域自治区 田老地域自治区事務所 川井総合事務所長

3 助成額

対象となる事業費の10分の10を補助します。

助成額は150万円を上限とします。

※地域づくり協議会による採択の可否及び査定の審査があります。

4 対象となる事業

各地域自治区内における次のような事業に充当します。

| | |
|-------------------------------|--|
| 1. 各地域自治区の住民の連帯強化に資すると認められる事業 | ① 地域の自主的な活動 ② 地域のイベント ③ 自治会(町内会)等の組織づくり及び活動支援 ④ 自主防災組織づくり及び活動支援 ⑤ その他地域づくり協議会が必要と認める事業 |
| 2. 各地域自治区の地域の振興に資すると認められる事業 | ① 地域自治区の振興に資するイベント ② 地域文化の伝承等 ③ 地域づくり団体等の育成支援 ④ その他地域づくり協議会が必要と認める事業 |

5 対象となる経費は?

対象となる経費は、原則、ソフト的な経費です。なお、備品購入費及びハード的な経費も対象となりますが、必要最低限の整備に限ります。

【対象経費の例】

- ・ 報償費(研修会、講習会等の講師謝礼など)
- ・ 需用費(事務用品・用紙類の購入費、ポスター、パンフレット等の印刷費など)
- ・ 役務費(郵券料、イベント保険料など)
- ・ 委託料(会場設営、警備業務、記録ビデオ製作委託料など)

- ・ 使用料及び賃借料(会場使用料、機器の借上料など)
- ・ 原材料費(看板作成に伴う木材、塗料の購入費など)
- ・ 備品購入費(草刈機、グラウンドテントなど。概ね耐用年数3年以上、取得価格5万円以上のもの。)

【対象外経費の例】

- ・ 報償費(参加賞・副賞・記念品等の購入経費)
- ・ 間接補助(事業実施主体を通じた他団体への補助)
- ・ 管理費(施設の維持管理費等)
- ・ 人件費(ボランティア、スタッフの賃金など)
- ・ 食糧費(スタッフの飲食費、反省会・交流会での飲食費など)
- ・ 宗教、政治活動に関わる経費

6 対象となる団体は？

各地域自治区および各地域自治区に所在する団体です。(任意団体も含まれます。)

7 応募方法は？

事業実施を希望する団体等は、各地域自治区の事務所に備え付けの事業別実施計画書等に所要事項を記載し、市に提出してください。なお、計画書等の様式は、市のホームページからダウンロードすることができます。

※宮古市ホームページ(各課のページ:企画課・地域創生推進室)

<http://www.city.miyako.iwate.jp/kikaku/chiikisozokikin.html>



8 応募の受付は？

応募の受付は、下記のとおりです。事業内容などについての相談に応じます。

直接持参または郵送にて提出してください。

○宮古地域自治区事務所

〒027-8501 宮古市宮町一丁目1番30号

宮古市役所 企画部企画課地域創生推進室

TEL 65-7056 FAX 63-9114

○田老地域自治区事務所

〒027-0307 宮古市田老一丁目3番4号

田老総合事務所 地域振興係

TEL 87-2111 FAX 87-3667

○新里地域自治区事務所

〒028-2101 宮古市茂市第2地割112番地1

新里総合事務所 地域振興係

TEL 72-2111 FAX 72-2116

○川井地域自治区事務所
 〒028-2302 宮古市川井第2地割186番地1
 川井総合事務所 住民生活係
 TEL 76-2112 FAX 76-2042

●期 間

| 応募期限 | 事業実施時期 |
|--------------|--------------------|
| 令和5年9月29日(金) | 令和6年4月1日～令和7年3月21日 |

9 事業の選考方法は？

事業の選考は、地域住民の代表者で組織する地域づくり協議会で行います。

事業申請額に応じ、以下の区分を設け審査をします。

「地域活動枠」：所管の地域づくり協議会において審査・決定します。

申請額50万円以下の事業を対象とします。

1年度につき1地域の助成額の合計が150万円以内での助成となります。

「チャレンジ枠」：4地域の地域づくり協議会の代表者で審査・決定します。

申請額50万円を超える額の事業を対象とします。

ただし、1事業の申請額の上限は150万円です。

| 事務手続き | 提出書類 | 部数 |
|------------|--|-----|
| 事業計画の提出時 | 地域創造基金事業別実施計画書 地域創造基金事業経費内訳書 地域創造基金事業実施主体調書及び添付書類 地域創造基金事業全体計画書 備品台帳 | 各1部 |
| 補助金交付申請時 | 宮古市地域創造基金事業費補助金交付申請書 ■添付書類 ・地域創造基金事業別実施計画書 ・地域創造基金事業経費内訳書 | 各1部 |
| 補助金前金払請求時 | 宮古市地域創造基金事業費補助金前金払請求書 ■添付書類 ・補助金振込口座情報報告書 | 各1部 |
| 事業計画変更時 | 宮古市地域創造基金事業計画変更(中止、廃止)承認申請書 ■添付書類 ・地域創造基金事業別実施計画書 ・地域創造基金事業経費内訳書 | 各1部 |
| 補助金請求(精算)時 | 宮古市地域創造基金事業費補助金請求(精算)書 宮古市地域創造基金事業費補助金実績報告書 | 各1部 |

| | | |
|--|--|--|
| | ■添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・地域創造基金事業別実績書 ・地域創造基金事業経費精算書 ・補助金振込口座情報報告書 ・写真(事業内容がわかるもの数枚) | |
|--|--|--|

※なお、申請団体には、事業内容などの説明(プレゼンテーション)を行っていただきます。

10 審査の基準は？

審査の基準として、地域創造基金の設置目的(地域における住民の連帯強化及び地域振興を図り、市民の一体感の醸成に資すること)に適合していることのほか、次の点を確認します。

- ◆ 地域づくり(地域の特性が生かされているか、波及効果が期待できるか等)
- ◆ 事業の計画・効果(事業の計画性、費用対効果、発展性、独自性等)
- ◆ 事業実施団体の運営(団体の運営・管理、他団体との交流連携、自主財源の確保等)
- ◆ その他(事業の全体計画の実施性、住民福祉の向上が見込めるか、事業の周知は十分かつ効果的か、公共公益・安全対策等)

11 事務手続きと各種書類

地域創造基金活用に係る事務手続きは次のとおりです。下表に記載されている書類を提出してください。

※①事業費又は事業量の20%以上の変更をする場合②事業種目の変更をする場合は、事業計画変更の手続きが必要です。

12 基金事業の普及広報

基金事業を広く市民に周知するため、事業で購入した備品、イベント等のポスターおよびチラシなどに宮古市地域創造基金を活用した旨を表示してください。

【表示例】 令和6年度宮古市地域創造基金事業

宮古市地域創造基金活用に係る事務手続きの流れ

